

質疑応答の状況（要旨）

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>抽出案件について</p> <p>1 令和元年度No. 1 予防治山事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応札者が2者と少ないが、何者くらいが入札参加可能だったのか。 <p>2 香川県立中央病院エレベーター耐震改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置工事を行った業者が落札業者となっており、実際、他の業者では難しいと思われるが、一般競争入札という方法が適当なのか。 <p>3 瀬戸内海国立公園四国のみち標識等改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の場所から考えると西讃の業者が指名されるのではないかと思うが、何故、高松の業者が指名されているのか。 ・ こういった工事では部材の競争性はあるのか。価格の公正性は保たれるのか。 ・ 再生木材を使用しているということだが、落札した業者からの提案だったのか。 ・ 案内板や解説版の内容は県の方が用意したものか。デザインについてコンペ方式で決めたりはしないのか。デザイン性も評価に入っているのか。 <p>4 第18回道路標識標示工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回審議対象となった期間に、同様の道路標識標示工事が9件あるが、どのように工事を分けて発注しているのか。今回の工事場所は高松市と丸亀市であるが地理的条件で分けた方がよいのではないか。 ・ 工事名が「道路標識工事」と「道路標識(補修・塗替)工事」の2種類があるが、違いは。 ・ 同様の工事については、毎回同じ11者を指名しているのか。受注能力はどのように考えているのか。 ・ 緊急性ということを考えると、それぞれ別の業者が受注した方が望ましいとも思うが、そういうことも考えながら入札はしているのか。 <p>5 土庄東港 浮棧橋応急復旧工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札書比較価格は、どのように決めているのか。 ・ 施工業者の1回目の見積金額が入札書比較価格を超過しているが、この見積金額も何か参考としていたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工実績等を満たす入札参加可能業者は32者あった。ただ、当事務所が発注する工事は、工事場所が山の上で道が狭い等の理由から、応札者が少なくなる傾向がある。 ・ 本件改修工事は、既存のエレベーターに部品を取り付けるものであり、設置工事を施工した業者以外でも施工可能であることから、一定の競争性は確保できると判断した。また、施工の安全性については、入札参加資格要件に同種工事の施工実績がある者という制限を付すことで確保している。 ・ Bランク業者を5社指名するのが基本であるが、指名実績のあるBランク業者は高松に1者のみであったため、残り4者は指名実績のあるAランク業者から指名することとし、工事箇所が三豊市であることから西讃1者、中讃2者と指名し、残り1者は高松で総合点数の高い業者を指名した。 ・ 部材について県から指示することはなく、価格での応札となっている。 ・ 再生木材を使用することについては、県から指定したものである。 ・ 原案については県が示し、詳細なデザインについては業者からの提案である。既存の他の箇所の案内板等との統一性も必要であるため県が原案を示した。デザイン性は評価には入っていない。 ・ 各警察署からの更新等の上申があがってくるので、それらを集約し、緊急性・優先度を検討した上で発注している。 ・ 交通事故による破損に対する補修といった緊急性の高いものが含まれているときに、「道路標識(補修・塗替)工事」という工事名を使用している。 ・ これら11者は、過去に施工実績があることから確実に施工できると考えて毎回指名している。 ・ 地理的条件で有利な業者があるかもしれないが、エリアで業者を限定することなく県内一円で指名している。 ・ 応急復旧工事では、施工業者から提出される参考見積書と施工内容が確認できる書類を基に県で積算し決定している。 ・ 施工業者から提出された参考見積書から推測すると、実際に見積金額を提出する際は、税抜き金額を提出する必要があるが、誤って消費税を含めた見積金額を提出し、入札書比較価格を上回ったのではないかと推測する。